

令和 8 年度（2026 年度）第 1 回
伊丹市子ども・子育て審議会
議 事 要 旨

令和 8 年（2026 年）8 月 27 日（木）

- 【開催日時】 令和 8 年（2026 年）8 月 27 日（木）午後 1 時 30 分～午後 3 時 10 分
- 【開催場所】 伊丹市役所 5 階 501 会議室
- 【出席委員】 馬場委員、山崎委員、今村委員、北委員、石川委員、竹腰委員、鎌田委員、
小松委員、大澤委員、坂上委員、岡田委員、後藤委員、藤井委員
池田委員、林委員、廣重委員、栗生委員、森田委員
- 【欠席委員】 川西委員
- 【傍 聴 者】 1 名

【議題】

- 議題 1 第 3 期伊丹市子ども・子育て支援事業計画 令和 7 年度進捗状況について
- 議題 2 『保育提供体制の確保のための実施計画』及び『整備計画』について
- 議題 3 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の認可に係る意見聴取について

【議事要旨】

- ・開会
- ・会長及び副会長の選任
- ・会議の成立及び公開について
- ・委員 19 名中 18 名出席。会議は成立している。
- ・傍聴者は 1 名

・議題

- (1) 第 3 期伊丹市子ども・子育て支援事業計画 令和 7 年度進捗状況について

【事務局説明】

事務局より、資料に基づき、議題 1 第 3 期伊丹市子ども・子育て支援事業計画 令和 7 年度進捗状況（「計画第 5 章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制」の評価）について説明。

（質疑）

＜後藤委員＞

①保育所について、保護者からは「待機児童が少ないことは伊丹市の強みだが、希望した園に入れなかった」という声を聞くが、希望園への入園状況を示す数値があってもよいのではないかと。

②放課後児童クラブについては、保護者・子どもの満足度を指標として把握してはどうか。

③ファミリーサポートセンターは、休日・夜間等の需要が多いと感じており、そうした需要への今後の方針は。

④子育て世帯訪問支援事業について、ヘルパーの派遣元、派遣対象となる状態、利用者負担の仕組みを確認し、利用しやすい事業であれば周知をさらに広げてよいのではないか。

⑤こども誰でも通園制度については、一時保育との違いや、園生活に慣れることとの関係、市としての方針を明確にしてほしい。

⑥多様な集団活動支援について具体的な内容は。

<事務局>

①保育について、4月時点で入所していない・入所保留の人が100名を超えており、受入枠をさらに増やす必要がある。現行の計画実績資料では「希望どおり入れたか」の数値までは示していない。希望施設は入所申込時に記載してもらっており、希望順位はあるにせよ、記載された保育所には入所できている。

②放課後児童クラブの満足度調査は、公立では、令和5年度から毎年3月末に実施し、結果をホームページで公表している。私立児童クラブについては、ニーズ調査を行っていると聞いているが、公開状況については各施設と協議していく。

③ファミリーサポートセンターは、実際にニーズが多いのは保育施設の開始前・終了後の預かりや送迎であり、毎日の利用に対しては協力会員の確保とマッチングが難しいため、今後は協力会員数を増やす方針。

④子育て世帯訪問支援は、介護・障害福祉サービス事業者と契約してヘルパーを派遣し、母子手帳交付時やこんにちは赤ちゃん事業等で周知。利用者負担は所得に応じ、生活保護世帯0円、市民税非課税世帯300円、市民税所得割課税額77,101円未満600円、その他1,500円。

⑤こども誰でも通園制度は、一時保育が保護者の突発的事情等への対応であるのに対し、保育所等に在籍していない6か月から3歳未満の子どもが就労要件なしで利用できる点に目的の違いがある。通常クラスとの合同保育と専用室での保育があり、市内では合同受入れが多い。家庭中心の子どもが、普段関わらない子どもや大人と接する機会を持ち、成長することが制度の趣旨。

⑥多様な集団活動支援は、認可外の各種学校等で多様な活動を受ける3～5歳児についても無償化の対象とする制度で、外国人学校等の利用者などが対象となる。

<大澤委員>

妊婦等包括相談支援事業について、妊娠届出時には全数面談できている一方、産後早期に会っていない人がいるとの評価について、その理由が支援を受ける側にあるのか、行政側の受入れ・アプローチにあるのかを確認したい。産後早期は子どもの病気等も含め非常に重要な時期であり、行政訪問を望まない家庭であっても相談支援につながらないことは子どもにとって不利益になり得るため、行政としての今後の対応を明確にしてほしい。

<事務局>

産後は出生連絡票をもとに保護者へアプローチしているが、訪問を希望しない人が一定数いるため、これまではアプローチしにくい状況があった。今年度からは訪問希望を事前に尋ねず、出生連絡票を提出した家庭には訪問する旨をあらかじめ通知し、全数面談につなげる取組に変更した。

【事務局説明】

事務局より、資料に基づき、議題 1 第 3 期伊丹市子ども・子育て支援事業計画 令和 7 年度進捗状況（「計画第 4 章 施策の展開」の評価）について説明。

（質疑）

<石川委員>

放課後児童クラブのニーズは学年ごとに示されているが、就学前は 1・2 号等の区分で示されているため、学年ごとに整理して 5 歳児から 1 年生への連続性を見えるようにすると評価しやすい。私立児童クラブの設置で「全てのニーズに対応」とする評価について、現行制度上の量的ニーズは満たしていても、就学前施設と児童クラブで預かり方が変わり、特に就労家庭が朝の預かり等で課題を抱える「非招致ギャップ」がある。5 歳児が 3 月 31 日から 4 月 1 日になっただけで預かりの条件が大きく変わる実態を踏まえ、国への働きかけも含めた整理が必要。また、量的に提供できていても実際には利用しない・利用できない家庭があり、住民基本台帳上の該当児童が何らかの保育サービスを受けられているか、潜在的ニーズや課題・取組も把握できる評価方法が必要と感じる。

<事務局>

放課後児童クラブについては、現資料は「量に対するニーズ」を満たしたかを判断するもので、保育の質や朝の預かり等まで評価するのは難しい。就学前施設は保護者送迎が基本だが、小学生は自力登校となり、3 月 31 日と 4 月 1 日で状況が変わることを認識している。公立児童クラブは 7 時からの早朝受入れを実施していないが、早朝預かりを提供する私立児童クラブもあり、今後も私立を増やすことで、ニーズに合う選択肢を整えたい。

保育については、2 号・3 号表記は国の指定様式によるもの。2 号（3～5 歳）は施設が年齢を柔軟に動かして受入れる場合もあるため、区分で比較することに意味がある、ただし事務局では年齢別でも分析は行っている。潜在的ニーズについては、利用できた結果としての実績と、利用できなかった結果としての実績が混在しており把握が難しいが、可能な限り拾って今後のニーズ量見込みに反映する。

＜石川委員＞

児童福祉法上のニーズや学校教育法上の教育を受ける権利を踏まえると、義務教育は100%提供されるべきで、一人でも提供を受けられない事情があればその子どもに寄り添って対応するのが基本。就学前教育も制度上の位置付けが強まっている中、単に量的ニーズを100%満たしているからよいとする考え方ではなく、個々の子どもが教育・保育を受けられているかを考える必要がある。

＜藤井委員＞

子育てサークルやフリースクールで子どもと関わっている立場から、No.2316のいじめ・不登校総合対策推進事業が充実したことについて、伊丹市が民間フリースクールやそこに通う子ども・家庭とどのように関わっているのか、学校にも別室にも行けない子どもが家以外で過ごせる場への支援があるか。また、他市では民間フリースクール利用家庭への助成がある中、伊丹市では金銭的支援がないと認識しており、今後の方向性を伺いたい。

＜事務局＞

伊丹市は民間フリースクールの登録制は取っておらず、過去実績のあるフリースクールをホームページ等で保護者に示している。子どもにとって最もよい学びの場を学校・保護者と検討し、校内教育支援センターを全校に配置するとともに、やまびこやフリースクールを希望する場合には校長・管理職・教育委員会が実際に施設を訪問し、チェック項目によって学びの場としての適否を確認・協議している。金銭的支援については、現時点で実施しておらず、今後の支援については現段階では回答できない。

＜大澤委員＞

土曜学習について、元教員として現在も中学校の土曜学習に参加している経験から、市民への啓発方法や塾に通う子どもが多い中で土曜学習の目的が十分に伝わっているのか、全小中学校で現在も実施されているのか、その状況を伺いたい。

防災計画啓発事業については、近年の大雨等の災害や阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、火災・暴風雨・地震への備えが必要と感じている。防災センターに行けば学べるが来館者は限られるため、市広報等を通じた市民向け防災啓発をより充実してほしい。

＜事務局＞

土曜学習は市内全小・中学校で、校区コーディネーターを中心に土曜日に実施している。学習機会だけでなく体験機会の提供も目的としており、全児童・全生徒を対象に募集している。募集方法は学校ごとに異なる。学習支援のほか、中学校では最近、面接のサポートも行われるなど、各学校で必要に応じた内容を提供している。

(2) 『保育提供体制の確保のための実施計画』及び『整備計画』についてについて

【事務局説明】

事務局より、資料に基づき、議題2『保育提供体制の確保のための実施計画』及び『整備計画』についてについて説明。

(質疑)

<後藤委員>

保育士として、待機児童対策では人材確保だけでなく、確保した後の職員教育も重要ではないか。公立と私立の連携に加え、伊丹市が私立保育施設とも関わることで、開かれた保育が行われる状態や、職員がゆとりを持って配置される体制などをより明確にし、そうした部分もサポートしてほしい。

以上の質疑ののち、委員の全会一致により承認された。

(3) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の認可に係る意見聴取について

【事務局説明】

事務局より、資料に基づき、議題3乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の認可に係る意見聴取について説明。

(質疑)

<後藤委員>

認可に際して、施設の受入体制が整っているかを確認する基準や、実際の施設確認が行われるのか。特に既存の在園児と職員に加えて新たに受け入れる2名が加わっても問題ないか、施設を実際に見に行くなどのフォローがあるのか。

<事務局>

市条例に定める基準に合致しているかを事務局が確認し、面積基準・職員配置基準など、主に保育所運営と同様の基準を確認する。既に小規模保育の認可を受けている施設であるため基準を満たしていることが前提だが、今回の手続きでも再確認する。施設には既に実地確認を行っており、図面等で面積を確認。十分な面積があり、2名を問題なく受け入れられることも含めて確認する。

・閉会